

会 議 録

会議の名称	令和2年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	令和3年3月11日（木） 午後6時00分～午後8時00分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 市長からの報告事項 3 令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について 4 個人情報保有等届出状況の報告について 5 諮問事項 6 その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

令和2年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和3年3月11日（木）午後6時00分から午後8時00分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 各業務廃止届出
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種関連業務
- ③ 個人番号カード関係事務
- ④ 戸籍関係業務変更届出
- ⑤ 後期高齢者医療業務変更届出
- ⑥ 国民健康保険給付業務変更届出
- ⑦ アライグマ・ハクビシン防除事業
- ⑧ 省エネチャレンジ事業
- ⑨ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付関係業務（自立生活支援課）
- ⑩ 重症心身障害児（者）通所事業運営費助成申請及び請求業務
- ⑪ 障害者総合支援法業務
- ⑫ 小金井市在宅要介護者等緊急短期入院・入所事業（自立生活支援課）
- ⑬ 小金井市在宅要介護者等移送費補助事業（自立生活支援課）
- ⑭ 小金井市緊急一時保護利用者負担額補助事業
- ⑮ 高齢者の災害時、緊急時の安否確認関係業務
- ⑯ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付関係業務（介護福祉課）
- ⑰ 小金井市在宅要介護者等緊急短期入院・入所事業（介護福祉課）
- ⑱ 小金井市在宅要介護者等移送費補助事業（介護福祉課）
- ⑲ 介護保険第1号被保険者事務管理業務変更届出
- ⑳ 介護保険業務変更届出
- 21 新型コロナウイルスワクチン接種事業
- 22 小金井市がん検診事業

- 23 養育費確保支援業務
- 24 日本スポーツ振興センター共済業務
- 25 日本スポーツ振興センター共済業務変更届出
- 26 労働安全衛生業務
- 27 東京2020オリンピック競技大会小金井市関連ボランティア募集及び運営業務

(3) 諮問事項

- 諮問第33号 AI-OCRシステムについて
- 諮問第34号 小金井市廃棄文書リサイクル処理業務委託について
- 諮問第35号 戸籍情報システムについて
- 諮問第36号 戸籍情報システム（戸籍クラウドサービス）について
- 諮問第37号 戸籍クラウドサービス管理委託について
- 諮問第38号 レセプト点検業務（システム）について
- 諮問第39号 保険者給付業務（システム）について
- 諮問第40号 アライグマ・ハクビシン防除業務委託について
- 諮問第41号 小金井市在宅要介護者緊急短期入院・入所事業の委託について（自立生活支援課）
- 諮問第42号 障害福祉サービス等事業者に対する調査及び指導事務委託について
- 諮問第43号 小金井市在宅要介護者緊急短期入院・入所事業の委託について（介護福祉課）
- 諮問第44号 基幹系介護保険システムについて
- 諮問第45号 敬老会等委託について
- 諮問第46号 新型コロナウイルスワクチン接種券作成等委託について
- 諮問第47号 新型コロナウイルスワクチン接種等総合コールセンター業務委託について
- 諮問第48号 新型コロナウイルスワクチン接種等入力事務委託について
- 諮問第49号 新型コロナウイルスワクチン接種予約システムについて
- 諮問第50号 新型コロナウイルスワクチン接種予約システムのオンライン接続について
- 諮問第51号 災害共済給付オンライン請求システムについて
- 諮問第52号 日本スポーツ振興センター共済業務のオンライン手続き化につ

いて

諮問第53号 教職員ストレスチェック委託について

諮問第54号 ワクチン接種記録システムについて

諮問第55号 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託について

(4) その他

ア 「個人情報取扱特記事項」に関する遵守状況について

イ 次回の日程等について

4 出席者

【会 長】

仮野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志 川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人

寺 島 麻 希 中 澤 武 久 本 多 龍 雄 町 田 博 司

松 行 彬 子

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<市民課>

加藤市民課長

鈴木戸籍係長

<保険年金課>

田嶋保険年金課長

伊藤国民健康保険係長

清水国民健康保険係主任

<環境政策課>

平野環境政策課長

鳴海環境係主事

<自立生活支援課>

天野自立生活支援課長

矢島障害福祉係長

佐藤障害福祉係主任

佐原障害福祉係主事

<介護福祉課>

鈴木介護福祉課長

平岡高齢福祉担当課長

松下介護保険係長

濱松包括支援係長

笹栗高齢福祉係長

吉武介護保険係主事

村上介護保険係主事

<健康課>

石原新型コロナウイルス感染症対策担当課長

堤福祉保健部副参事

永屋健康係主事

<学務課>

河田学務課長

立崎保健給食係長

新開保健給食係主事

<指導室>

浜田指導室長

野田教職員係主任

<情報システム課>

今井情報システム課長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【仮野会長】

それでは、これから令和2年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をしたいと思います。これは何かありました。町田さん、立川さん、事前の連絡はないですか。

【総務課情報公開係長】

はい。

【仮野会長】

ただし、既に半数以上の出席がありますので、本会議は成立しております。

次に、第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について行います。お手元に資料がありますが、御覧いただき、訂正後のものがありますが、いかがでしょうか。直しを求めた方は直っていますか。

【総務課長】

それでは、訂正でございます。委員の皆様には該当部分を抜粋した会議録を机上に置かせていただいております。

修正の内容ですが、9ページと15ページの2箇所、それぞれ両面刷りで、表面が訂正後、裏面が訂正前となります。訂正後に下線を引いてある箇所が、寺島委員より御指摘があり、文言の修正、削除をした箇所です。修正前の色塗りをしている箇所が修正する前の該当箇所です。訂正をお願いいたします。

説明については以上です。

【仮野会長】

それではいいですか。了解いたしました。

それでは、次にまいりましょう。今日は当然ながら8時までに終えたいと思っていますので、皆様方の御協力をお願いします。後で課長さんからそういうお話があると思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

情報公開・個人情報保護審議会の報告、諮問事項。

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回、御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが32件、届出変更に関するものが11件、届出廃止に関するものが7件となります。

次に、諮問事項についてでございます。今回、諮問いたしますのは、1、個人情報保護条例第14条に基づくAI-OCRシステムについて、戸籍情報システムについて、レセプト点検業務（システム）について、保険者給付業務（システム）について、基幹系介護保険システムについて、新型コロナウイルスワクチン接種予約システムについて、災害共済給付オンライン請求システムについて、ワクチン接種記録システムについて、2、個人情報保護条例第15条に基づく戸籍情報システム（戸籍クラウドサービス）について、新型コロナウイルスワクチン接種予約システムのオンライン接続について、日本スポーツ振興センター共済業務のオンライン手続化について、3、個人情報保護条例第27条に基づく、小金井市廃棄文書リサイクル処理業務委託について、戸籍クラウドサービス管理委託について、アライグマ・ハクビシン防除業務委託について、小金井市在宅要介護者緊急短期入院・入所事業の委託について（自立生活支援課）、障害福祉サービス等事業者に対する調査及び指導事務委託について、小金井市在宅要介護者緊急短期入院・入所事業の委託について（介護福祉課長）、敬老会等委託について、新型コロナウイルスワクチン接種券作成等委託について、新型コロナウイルスワクチン接種等総合コールセンター業務委託について、新型コロナウイルスワクチン接種等入力事務委託について、教職員ストレスチェック委託について、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託についての、合計23件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

御審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

【仮野会長】

分かりました。

それでは審議に入りますが、その前に事務局からの説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進めたいと思いますが、今日は、担当課はいないので

そこをどうぞ。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、個人情報保護条例第9条第3項の規定により御報告いたします。

今回は事前にお送りした資料案に基づく審議資料に加え、当日配付となつてしまいましたが、健康課の新型コロナウイルスワクチン接種事業に関連する追加資

料がございます。それぞれの資料の1ページを御覧ください。件数をまとめて御説明いたします。

今回の届出は、先ほど市長が申しましたとおり、開始32件、廃止7件、変更11件でございます。それぞれの資料の2ページは部課別の明細となります。それぞれの資料の3ページ及び当初の資料の4ページ、5ページはその内訳で、備考にある案件番号は本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございまして、順序につきましては目次を御覧ください。

また、前回に引き続きまして、今回も感染症対策の一環として、なるべく出席者同士の接触機会を少なくするために、案件の進行につきましては、従来の進め方から変更し、届出報告のみの案件については案件をまとめて一括して御審議いただき、その後に諮問を含む案件について市の組織順に各課の案件を御審議いただく形で進行を行わせていただきたくよろしくお願いいたします。

なお、届出報告のみの案件につきましては、担当課の出席を省略させていただいておりますが、委員より御質問等ありましたら事務局から担当課へ伝達し、後日、回答内容を委員へ御報告させていただきたく形をとらせていただきたいと思っております。

最後に、今回の案件について委員の皆様より事前にいただいた質問等につきましては、その質疑回答についてまとめた資料をお手元に配付しておりますので、そちらも御覧ください。

先日、緊急事態宣言が2週間延長されたこともあり、市としては大人数の会議の開催時間を可能な限り短く進められるように考えております。本日の審議時間も8時までを目安に終了できますよう、委員の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

なお、本日の審議後においても御質問、疑問などあれば、事務局にお寄せいただければ後日お答えしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【仮野会長】

非常に時間も限られていますし、その一方で件数が多いんですが。慌てて審議して、後で、しまった、我々の審議不足だったということが起きる可能性もなきにしもあらずなので、私のほうから先ほど事務局に申し上げたのは、そういう問題があったら、また審議し直しという機会をちゃんとつくってくれと言っておきました。それが今のお話であります。

いずれにしろ8時をめどに終わりたいと思っておりますので、皆様方の御協力をお願い

いします。

それでは、案件の説明をお願いします。

【総務課長】

まず、届出報告の案件に入ります。今回の審議会においては、先ほどお伝えしたとおり、届出報告のみの案件については一括して報告をさせていただきます。

まず8ページを御覧ください。各業務廃止届出について、2つの課の廃止の内容について報告するものです。

次に22ページを御覧ください。市民課の案件4、個人番号カード関係事務についてです。本件は、23ページの届出番号09-184、個人番号カード顔写真証明書について保有開始を行う案件です。個人情報の項目は24ページの別紙のとおりです。

次に、32ページを御覧ください。保険年金課の案件6、後期高齢者医療業務についてです。本件は33ページの届出番号11-440、高額療養費に係る申請書の変更を行う案件です。個人情報の項目は34ページの別紙のとおりです。

次に、59ページを御覧ください。環境政策課の案件9、省エネチャレンジについてです。本件は60ページの届出番号39-99、参加申込書及び62ページの届出番号39-100、報告書の保有開始を行う案件です。

次に、69ページを御覧ください。自立生活支援課の案件10、重症心身障害児（者）通所事業運営費助成申請及び請求業務についてです。本件は70ページの届出番号28-249、助成事業に関する様式の保有開始を行う案件です。個人情報の項目は71ページの別紙のとおりです。

次に、98ページを御覧ください。自立生活支援課及び介護福祉課の案件12、新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付関係業務についてです。本案件は、類似する業務を行うことから、2つの課の届出をまとめて報告します。99ページを御覧ください。自立生活支援課の届出番号28-244、補助金交付申請書の保有開始です。続けて106ページを御覧ください。介護福祉課の届出番号27-128、補助金に関する様式一式の保有開始です。

関連して133ページを御覧ください。介護福祉課の案件15、小金井市高齢者見守り支援台帳についてです。本件は134ページの届出番号27-127、当該支援台帳の保有開始を行う案件です。個人情報の項目は135ページの別紙のとおりです。

次に、152ページを御覧ください。健康課の案件17、小金井市がん検診事業についてです。本件は153ページの届出番号41-560、様式一式の保有

開始を行う案件です。個人情報の項目は154ページの別紙のとおりです。

次に、179ページ、子育て支援課の案件19、養育費確保支援業務についてです。本件は180ページの届出番号42-58、交付申請書等一式の保有開始を行う案件です。個人情報の項目は181ページの別紙のとおりです。

最後に、227ページを御覧ください。生涯学習課の案件22、東京2020オリンピック競技大会小金井市関連ボランティア募集及び運営業務についてです。本件は2つの保有開始、2つの変更の報告をする案件です。229ページを御覧ください。届出番号33-72、活動意向アンケート文書・活動意向確認書の保有開始です。2月25日に送付した資料案の時点では本件の届出のみの予定でしたが、資料案送付以降に保有開始変更届出が追加されましたので、資料を追加しております。続けて230ページ、届出番号33-72、活動意向アンケート・活動意向確認書の変更届出です。これは、次に説明する活動意向確認書を新たに別の保有開始として分離する必要があるため、活動意向アンケートのみを保有する内容に変更する手続となります。233ページを御覧ください。届出番号33-73、活動意向確認書の保有開始です。235ページを御覧ください。届出番号33-67、聖火リレーサポーター申込用紙の変更です。

届出報告のみの案件について、一括いたしました。説明につきましては以上となります。

【仮野会長】

事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ありましたらどうぞ。

これは、事前質問された方の質問及び回答が別紙2枚の紙に3ページにわたってありますが、これをまず御覧いただき、これは質問した人の名前は出てきませんが、質問された方はそこを読んでいただいて、もし疑問がありましたら質問されるなりしていただきたいと思います。

もし、異議がなければ、了承したということにさせていただきます。

【白石委員】

質問いいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

22ページの案件4の個人番号カード関係事務についてなんですけども、ちょっとイメージがよく分からないんですが。24ページを見てみると、個人情報の内容で、対象者本人が入院・入所している施設名等というふうに書いてあるので、

個人番号カード、マイナンバーカードの申請するときに、通常であれば市民課の窓口に来るんだけど、これは、本人が来られない場合の代理申請ということなんですか。ちょっとその事務の流れが分からないんですけど。

【仮野会長】

これはどうですか。

【総務課情報公開係主事】

聞いた限りであればお答えできるんですけども。

この届出をされたときに、結局そのマイナンバーカードは基本的には自分自身が受け取りに行かなくてはいけないんですけども、必ず受け取るときに、例えばこの別紙にあるように、施設に入っている方ですとか、お子さんですとか、どうしても本人が来られないときに、この写真を貼り付けて届出している、25ページと26ページにつけている様式に顔写真を貼ったものを持ってきて、この人が代わりに受け取りますというように使うものの様式ということなのですね。なので、施設にいる方がどうしてもマイナンバーカードが欲しいときに、申請自体は本人がされるのですが、取りに来られないから、この紙を追加で持ってきてもらって、代わりに取りますという手続に使うというふうに市民課からは伺っています。

【白石委員】

再質問なんですけど、申請時は御本人、マイナンバーカードは受け取りをしなければいけないんですよね。二度手間になっているわけですよね。そのときに行けないというケースの人、そういうレアケースですか。それとも、申請自体も代理人が申請、そこがちょっとよく分からないので、何なんだろうというふうに思ったんですよね。

要するに、通常であれば、市民課の職員が、顔写真とそこの目の前に申請に来ている、あるいは受け取りにきている御本人を目視で確認をします。あるいは映像とか顔写真を取り込んだものと確認をする。けども、それが両方駄目な場合あるいはどっちかが駄目な場合、要するに、1回でも本人が欠ける場合にはこれを出すという意味なんですかね。

初めて私も、1月1日付の文書要綱で初めて見たので。

【総務課長】

では、今の御質問は、また書面にて回答するようにいたします。

【白石委員】

分かりました。別に疑義を申し立てるわけじゃなくて、ちょっと流れが分から

なかったので。後で説明を送っていただければいいです。

【仮野会長】

そういう問題も出ていますが。

ほかにいかがでしょう。特に事前に質問された方、それに対する担当からの回答などについて、これではよく分からない、追加して聞きたいということがありましたら発言してください。

いいですか。寺島さん、どうぞ。

【寺島委員】

アライグマ・ハクビシンの防除事業について、委託者の電話番号が要るのではないかと言ったところ、事務所のほうに電話があれば個々に連絡はしないので、電話を取る必要はないと回答が書かれているのですけれども。そうすると、逆に住所と生年月日を取る意味が分からなくなってくるというか、それはどういった理由で取っているのでしょうか。

【総務課長】

担当課から事前に聞いているところでは、この住所と名前を取るのは、その資格の確認のために取るということで、従業員がその資格を持っているか確認をするという意味があって、電話番号は必要ないということです。

【仮野会長】

なるほどね。

よろしいでしょうか、寺島さん。

【寺島委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

それでは、了承したいと思いますが、先ほど言いましたとおり時間があまりにもなさ過ぎて、これで大丈夫かなと思いつつ了承しているところもありますので。これは、また落ち着いたところで問題が出てきたら再度審査することもあり得るという条件付で、今日は了承ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいりましょう。

【総務課長】

それでは、9ページを御覧ください。案件2、AI-OCRシステムについて、情報システム課の案件でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴い、市で受け付ける各種申請受付事務を確実に迅速に処理するため、民

間事業者が提供するAI-OCRシステムに対して、LGWANネットワーク経由で紙の予診票等の情報をデータ処理することについて諮問します。

10ページを御覧ください。諮問第33号、今回諮問する業務の目的は諮問書のとおりです。11ページには本システムの記録項目をまとめた一覧表、12ページにはシステムの利用の流れのイメージ図をおつけしています。13ページにはシステムの保有開始届出をおつけしております。個人事業の内容は11ページの一覧表と同一です。

説明につきましては以上となります。

【仮野会長】

いよいよワクチン問題が出てきましたが、これについては事前の質問はなかったようですが。特に御意見あるいは質問ありませんか。

それでは、なさそうですので、次のテーマに移ります。次は何ですか。

【総務課長】

案件の3、14ページを御覧ください。廃棄文書リサイクル処理業務委託について、総務課の案件でございます。総務課では、保存年限を経過した文書について溶解処理を事業者へ委託し、毎年度廃棄作業を実施しております。昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、リサイクル処理工場では廃棄処理の立会いに制限が設けられてきています。このような状況の中、職員が運搬の同行及び廃棄処理の立会いを行わずとも、秘密を保持した状態で文書の廃棄処理を完了させるため、運搬トラックに封かん処理を施し、リサイクル工場への搬入時に職員が封かんを確認すること。それから、録画等により廃棄処理状況が確認できることとすることから、委託の内容に変更が生じるため、追加の諮問を行うものです。

15ページを御覧ください。諮問第34号です。今回諮問する業務の目的、委託処理する個人情報の項目は諮問書のとおりです。16ページには委託処理の流れのイメージ図、17ページから20ページには仕様書、21ページには受託者へ提出させる誓約書をおつけしております。また、委託諮問に関する参考資料として、ページを後ろに飛びまして238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

これについて1件、質問が事前に出ていましたが。録画のときは職員は立ち会わないのですかということ。

【総務課長】

はい、職員は立ち会える場合には立会いをしようと思っておりますが、立会いが禁じられているような工場もありまして、そのような場合には、小金井市の文書をずっとこう工場の中で流していく作業をDVDに落としてくれたものを納品されるという代替措置をとられておりますので、そちらも可能にしたという諮問でございます。

【仮野会長】

今、コロナで大変なようですね。

【井口委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ、井口さん。

【井口委員】

密を避けるためということで、現状においてはやむを得ないかなと思うのですが。個人情報取扱としては、やや心配な面も出てくると思います。録画等がどの程度立会いに代わり得るものかというのは、若干心配ではあるのですが、現状のコロナ禍の中での時限的なものなのか、恒久的にこういう形に変えるのか、その辺はどのようなのでしょうか。

【仮野会長】

なるほど。

【総務課長】

現状では時限的というふうに考えております。ただ、工場の様子を窓があるところから見せてもらえるのですけれども、その部屋が非常に狭かったりする場合が多くて、他市というか別の会社の方とか、いろいろな方が待っているが、各自そこで自分の持ち込んだ文書がベルトコンベヤーのように流れていくのを確認して帰っているのですけれども。昨今の、その狭い部屋に人が長くいるという状況が今認められない工場も出てくるということなので、録画でもできるように、現状においての処理というふうに考えておりまして、広い待合室があって待てるというのであれば、見届けて帰ってこようと思っております。

【井口委員】

取りあえずは、今、仮に収束したとしてもこの形でやるという方向でしょうか。

【総務課長】

いえ、収束した場合には見届けることを原則としております。

【井口委員】

そうですか、分かりました。

【仮野会長】

録画を見るだけでチェックできるのかな。今までの経験などを考えて、どうなのだろう。

【総務課長】

録画でも自分たちが見ていても、同じ場面をずっと見ておりますので。見覚えのある箱なんかを見ると分かるものではあると思っています。

【仮野会長】

そうか、なるほどね。

どうぞ、松行さん。

【松行委員】

この文章の中で、真ん中頃ですけども、「職員が運搬の同行及び廃棄処理の立会いを行わずとも」と書いてありますけども、これは、これまではこれを行ったわけですか。

【総務課長】

はい、行っておりました。

【松行委員】

それともう一つ、「運搬トラックに封かん処理を施し」というところもありますけど、この封かん処理というのは誰が、職員がするということですか。

【総務課長】

委託運搬事業のトラックの運送会社のほうで、職員もいる前で封かんのシールを貼っていただいて開けていないという証明をして、工場についたときに業者で確認をして開けるというふうにしています。

【松行委員】

そうしますと、職員が立ち会っているわけですね、その封かん処理には。

【総務課長】

はい、市役所で行っております。

【松行委員】

ありがとうございます。

【仮野会長】

ここはかなり嚴重にやられていますね。

ほかに質問は。

では、これも了承させていただきます。

次をお願いします。

【総務課長】

では次です。27ページを御覧ください。案件3、戸籍関係業務について市民課の案件でございます。

本件は、電算処理の諮問事項である28ページ、諮問第35号、オンライン接続についての諮問事項である29ページ、諮問第36号、委託処理についての諮問事項である30ページ、諮問第37号と、それらに関連する届出報告を一括して説明させていただきます。

令和2年度第3回の本審議会において諮問させていただいた戸籍情報システムのクラウドサービス利用について、ログイン時の操作者認証に指紋認証を追加することといたしました。クラウドサービス利用では、外部データセンターの管理に市が直接関与できない分、指紋という生体認証により操作者を特定、制限し、個人情報の保全につなげることを目的としています。

28ページを御覧ください。諮問第35号でございます。今回諮問する業務の目的、本システムの変更後の個人情報の項目は諮問書に記載のとおり、17の操作者指紋情報が追加されます。ページを飛びまして31ページ、関連する変更届出をおつけしております。変更理由、変更される個人情報の内容は記載のとおりです。

29ページにお戻りください。諮問第36号でございます。オンライン結合の目的及び内容は諮問書に記載のとおりです。オンライン結合する個人情報の項目の変更点は、先ほど御説明した戸籍情報システムと同一です。

30ページを御覧ください。諮問第37号でございます。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、個人情報の項目の変更点は戸籍情報システムと同一です。

委託諮問に関する参考資料として、238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

これは事前質問は出ていませんけど。私からの質問です。このログイン時の操作者認証に指紋認証を追加することにしたというのは、誰が、この小金井市独自の考え方ですか。

【戸籍係長】

戸籍係からお答えいたします。

【仮野会長】

お願いします。

【戸籍係長】

市民課で検討した結果、そのようにさせていただきました。

【仮野会長】

なるほど、それはどういう理由ですか。

【戸籍係長】

ここに書いてあるとおり、市に業者が来て作業するような場合は、我々がそもそもログインをして、それで業者に作業をさせるという形がとられるのですが、これからそのデータセンターでということになりますと、その辺りは我々の監視ができないのです。そうすると、誰がいつ使ったのかという正確な記録が取れないことになりかねないということで、それを生体認証はうそをつきませるので、それを定期的に報告を受けることで我々も確認をすることができるという、その辺りを狙っています。

【仮野会長】

なるほどね。より完全を期したということですか。

【戸籍係長】

はい。

【仮野会長】

なるほど。

はい、本多さん。

【本多委員】

事前質問をしております、事前質問の回答のところの5番の①なんですけど。

ログイン時の操作者は一応市民課43人という形になっているのですが、市民課全員がなっているのか。

【戸籍係長】

そうですね、この43人の内訳になりますと、まず市民課には市民係と戸籍係と係が2つあるのですが、どちらの係の者も権限を持つことになりますので、みんな登録をするということがあります。それから、事務の一部を委託しております、委託の相手の事業者、そちらの人も今みんな権限を持っておりますので、そちらの人たちにも登録をしてもらって、その人たちは常に全員ではなく、交代で業務に当たりますので、その総人数の合算した数が40人ぐらいになると

思います。

【本多委員】

戸籍情報とかある程度取り扱う人も限定したほうがいいのではないかなというのを見て、市民課全体、市民課の業務を受託している会社の人たち、それまで必要なかどうかということで記入させていただきました。

【仮野会長】

本多さん、それでいいですか、回答は。

【本多委員】

担当のほうがそのような考えであれば。

【仮野会長】

はい、ほかになければ了承としたいと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。

では、次に移りましょう。

【総務課長】

それでは、35ページを御覧ください。国民健康保険給付業務について、保険年金課の案件でございます。

令和3年3月からオンライン資格確認が実施されます。オンライン資格確認は、被保険者の正しい資格情報等を医療機関等でオンラインにて効率的に確認できるようにする仕組みであり、また、マイナンバーカードによる医療機関等への受診が可能となるなど、被保険者にとって利便性の向上に資するものです。

オンライン資格確認業務は、令和3年3月から実施予定であり、東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施します。

オンライン資格確認業務実施に伴い、平成17年度第3回の本審議会に諮問した「レセプト点検業務(システム)」及び平成18年度第3回の本審議会に諮問した「保険者給付業務」の内容が変更となるため、諮問及び届出をするものです。

36ページを御覧ください。諮問第38号でございます。今回諮問する業務の目的の変更点は下線で示している部分です。今回変更される個人情報の記録項目は38ページの一覧表を御覧ください。変更箇所は記録名称が色塗りされている2か所です。37ページには本システムの個人情報保護措置をおつけしております。39ページには諮問と連動する変更届出をおつけしております。変更内容は記載のとおりで、変更される個人情報の内容は38ページの一覧表と同一です。

続いて40ページを御覧ください。諮問第39号でございます。今回諮問する業務の目的の変更点は下線で示している部分です。今回変更される個人情報の記

録項目は四十二、四十三ページの一覧表を御覧ください。変更箇所は記録名称が色塗りされている1か所です。44ページには諮問と連動する変更届出をおつけしております。変更内容は記載のとおりで、変更される個人情報の内容は42、43ページの一覧表と同一です。41ページにお戻りください。本システムに係る個人情報保護措置をまとめた一覧表です。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

この点については事前に質問が出ていますが、どなたかな、これは。

特に問題なければ了承としますが、いかがでしょうか。

特にないですか。ありがとうございました、了承といたします。

それでは次。

【総務課長】

それでは、45ページを御覧ください。案件8、アライグマ・ハクビシン防除事業について、環境政策課の案件でございます。

市民からの依頼に基づき、アライグマ及びハクビシンを対象として、捕獲器を設置し捕獲・駆除を行います。

依頼者及び受託事業者従業員の個人情報を新たに保有開始することから、届出をするものです。

また、本業務については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第7項の規定による許可証の交付を受けている民間事業者に委託することについて、併せて諮問するものです。

46ページを御覧ください。諮問第40号でございます。業務の目的及び内容は諮問書の記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は記載のとおり4項目でございます。委託諮問に関する参考資料として、47ページから50ページに仕様書（案）をおつけしております。加えて、238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

ページを戻りまして、51ページを御覧ください。届出番号39-97、防除依頼書の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおり4項目でございます。52ページに様式（案）をおつけしております。

53ページを御覧ください。届出番号39-98、従業者台帳の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおり4項目でございます。54ページには様式（案）をおつけしております。

参考資料として、55ページから58ページには本件事業の実施要領（案）を

おつけしております。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

委託者については電話番号がいるのではないかという質問がありますけれども、これについては。

【総務課長】

総務課です。

先ほど併せてお答えしておりますけれども、ここは資格確認のために住所をとっているもので、個人の電話番号は必要ないというお答えです。

【仮野会長】

はい。今、小金井市でも被害がすごいですか、このアライグマ、ハクビシン。

【環境政策課長】

年度によって、若干のばらつきはあるのですが、今、市のほうに年間二、三十件くらい相談がコンスタントにございまして、我々にある以外にも、農家さんにも恐らくそういった相談が、JAのほうなんかにも行っているというのもあるんですが、今回我々がやるのは、一般家庭と農家、全てを含めてなので、これよりももう少し多い件数になるのかなというのが我々の考えているところであります。

【仮野会長】

うまく捕まりますかね。

【環境政策課長】

そうですね。わなを仕掛けてという形なので、わなを仕掛けて2週間程度見るのですが、かからない場合も実際にはあるかと思えます。

【仮野会長】

あいつも頭がいいらしいからな。余計なことを言いました。ありがとうございました。

質問者の方も今の説明でいいですか。分かりました。ありがとうございました。

では、次にまいりましょう。どうも御苦労さまでした。

【総務課長】

それでは、74ページ、案件11となります。障害福祉サービス等事業者に対する調査及び指導事務委託について、自立生活支援課の案件でございます。

市町村は、自立支援給付に関して必要があると認める場合に、障害者等や、これに係るサービスを行う者等に対し、報告徴収、物件提示命令、職員による質問

または立入検査を行うことができるものとされております。この業務の一部を指定市町村事務受託法人に委託し、質問等事務の効率化を図り、検査を行います。

本事業実施のため、委託に際し諮問を行い、検査に係る事前提出書類の保有の届出を行うものです。

本来であれば、本件につきまして、あらかじめ審議会の御意見をお伺いしなければならなかったところ、平成30年3月に1件本事業を実施しております。この場にて深くおわび申し上げますとともに、以後、このようなことがないよう事務処理に努めてまいりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

75ページを御覧ください。諮問第42号でございます。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は、76ページ、77ページの一覧表に記載のとおりです。

これは、委託業務を実施する際に、実際に障害福祉サービス等事業所へ立入調査する際に確認する主な帳票の種類と、それらに記載されている主な個人情報の内容を取りまとめた一覧表です。66、「その他事業者が保有する個人情報」とは、それぞれの事業者により、この一覧表にはない帳票類が存在する可能性があり、その場合は、それらも立入調査の対象となることから、このような記載をしているものです。

委託諮問に関する参考資料として、78ページから85ページには契約書と、それに付随する書類、86ページから91ページには委託仕様書、92ページから95ページには、受託者が作成した個人情報の取扱方針をおつけしております。

また、238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

96ページにお戻りください。届出番号28-248、事前提出書類一式の保有開始でございます。

保有する個人情報の内容は、97ページの別紙のとおり、こちらも指導検査対象の事業者等から立入調査の事前に提出される帳票類の名称、そこに記載される主な個人情報の内容を取りまとめた一覧表となります。

説明につきましては以上です。

【自立生活支援課長】

すみません、担当課からちょっと補足を。

【仮野会長】

はい。

【自立生活支援課長】

大変申し訳ございません。資料の74ページにつきまして、訂正をお願いいたします。

【仮野会長】

この点、私も質問しようと思ったところでした。じゃ、お願いします。

【自立生活支援課長】

よろしいですか。案件11の説明、今、総務課長が読み上げたところでございます。なお書き、アンダーラインがしてある部分の3行目、「平成30年3月」とございますが、こちらは年度が30年度の事業でして、正しくは「平成31年3月」となります。

以後、このようなことがないように注意させていただきます。

【仮野会長】

分かりました。年を間違えたのはそれとして分かるんだけど、審議会の意見を聴かないで1件実施しちゃったわけですね。その点は、どういう理由だったのか、我々に説明はありましたっけ。なぜ審議会の意見を聴かないままやってしまったのですか。

【自立生活支援課長】

自立生活支援課長です。こちらにつきましては、本来ならば、委託事業を開始する前に諮問しなければならなかったところを失念したものでございます。

【仮野会長】

忘れてしまったの？ これからはそういうことのないようにお願いしますと言うしかない。

この案件、ほかにどなたか質問はありませんか。

重ねて、こういうミスがないよう、お願いします。それを条件に了承させていただきます。

じゃ、次にまいりましょう。

【総務課長】

では、111ページを御覧ください。案件13、小金井市在宅要介護者緊急短期入院事業の委託について。本案件は、類似する業務を行うことから、自立生活支援課及び介護福祉課を一括して委託に係る諮問、届出報告をいたします。

本事業は、高齢者を在宅で介護されている方のために早急に行う必要があるということで、1月中だったと思えますけれども、先んじてお話をさせていただいた案件となります。

それでは、111ページです。本事業は、在宅で障害者等もしくは高齢者等を

介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、または、罹患が疑われることとなった場合に、その介護を要する者が緊急一時的に入院・入所できる医療機関等を確保し、介護者が安心して療養できる環境を整備するものです。

利用者が市に申請する際の障害種別や健康状態及び介護者情報等の利用申込書等に記載されている個人情報の記録を行うため、届出します。

また、本事業の実施に当たり、医療機関等における受入先の確保及びPCR検査等の実施を委託することについて諮問を行うものです。

なお、本事業の実施に伴い、要介護者を受入先に移送する際の介護タクシー・民間救急車等を利用した場合の費用、要介護者の陰性が確認でき、医療機関でなくても保護が可能となった場合の障害福祉センターにおける緊急一時保護を利用した場合の自己負担額についても補助を行うため、自立生活支援課及び介護福祉課において、これらの補助事業に係る申請その他書式についても、あわせて届出します。

113ページを御覧ください。諮問第41号です。自立生活支援課の諮問事項でございます。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は諮問書に記載のとおりです。

114ページ、115ページには仕様書等を参考におつけしております。

また、238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

116ページにお戻りください。届出番号28-245、利用申込書、決定通知書の保有開始でございます。こちらは、要介護者等を医療機関等へ短期入院、入所させる際の関係様式です。保有する個人情報の内容は、記載のとおり10項目でございます。

117ページを御覧ください。届出番号28-246、様式類の保有開始届出でございます。こちらは、要介護者等を移送する費用を補助する手続の関係様式です。保有する個人情報の内容は、記載のとおり5項目でございます。

118ページを御覧ください。届出番号28-247、様式類の保有開始でございます。こちらは、要介護者等を緊急短期入院・入所させた後に、さらに一時保護するサービスを利用する際の補助に関する手続の関係様式です。保有する個人情報の内容は、記載のとおり5項目でございます。

続いて、介護福祉課の業務について説明いたします。

119ページを御覧ください。諮問第43号、介護福祉課の諮問事項でございます。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、委託処理する個人情報の

項目は諮問書に記載のとおりです。

120ページ、121ページには参考に仕様書をおつけしております。

また、238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

122ページにお戻りください。届出番号27-125、様式類保有開始でございます。こちらは、要介護高齢者等を医療機関等へ短期入院・入所させる際の関係様式です。保有する個人情報の内容は、記載のとおり9項目ございます。

123ページを御覧ください。届出番号27-126、様式類の保有開始でございます。こちらは、要介護高齢者等を移送する費用を補助する手続の関係書類です。保有する個人情報の内容は、記載のとおり5項目ございます。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

事前の質問の11のところは、これに当たりますか。障害福祉サービス等事業者に対する調査及び指導事務委託。

【総務課長】

これは先ほど終わっていますので。

【仮野会長】

これはもう終わったのですか。

【総務課長】

はい。これは、事前はなしです。

【仮野会長】

そうですか、失礼。間違えた。はい、分かりました。

皆さん、この案件はいかがでしょうか。特にないようですので、了承とさせていただきます。

じゃ、次の案件。

【総務課長】

それでは、124ページを御覧ください。案件14、敬老会等委託について、介護福祉課の案件でございます。

従前より、毎年9月に実施していた敬老会は、1,000人を超える高齢者が一堂に会し、歌謡ショーをはじめ、警察・消防の講話、健康体操、ブラスバンドによる演奏等、様々な催しが行われておりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度は中止となりました。

来年度においては、敬老会に代わる事業として、シルバー人材センター会員に

より、市内75歳以上の高齢者に対し、敬老を兼ねた見回り活動を実施する予定です。

本事業は、平成11年8月20日付で、届出番号14-509として保有開始済みの「75歳以上高齢者名簿」を使用し、委託により実施するため、諮問いたします。

125ページを御覧ください。諮問第45号でございます。今回諮問する業務の目的、委託処理する個人情報の項目は諮問書のとおりです。

126ページには、委託業務の流れのイメージ図、127ページから132ページには仕様書（案）をおつけしております。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

これについては、事前の質問は出ていませんね。皆さん、いかがでしょうか。質問はありますか。特にないようですが、いかがでしょうか。いいですか。

それでは、承認といたします。

次はどうでしょうか。

【総務課長】

それでは、137ページを御覧ください。案件16、基幹系介護保険システムについて、引き続き、介護福祉課の案件でございます。

今般、高額介護合算療養費に関するシステム改修の結果、保険者間での情報連携が可能となりました。これにより、申請者は、これまで必要とされていた自己負担額証明書の添付を省略できることとなり、申請窓口のワンストップ化が図られます。

このことに伴い、基幹系介護保険システムの記録項目と、申請書類に記載される個人情報に変更が生じることから、変更の届出及び諮問をするものです。

138ページを御覧ください。諮問第44号です。今回変更される個人情報の記録項目は、148ページの1647番から1692番までを追加するものです。

システムの記録項目は、139ページから148ページまでが全容となりますが、139ページから146ページまでは、平成27年7月に諮問した際の資料を再掲しております。

149ページには、諮問と連動する変更届出をおつけしております。変更理由は記載のとおりで、変更される個人情報の内容はシステムと同一です。

続いて、150ページを御覧ください。届出番号27-45、申請書の変更でございます。

個人情報の内容の変更点は、151ページの別紙の右側のナンバー30から60までを追加するものです。

説明については以上です。

【仮野会長】

今の説明で、御意見、御質問はございますか。特にないようですね。

それでは、了承といたします。

次は、がん検診？ 次は何でしょうか。

【総務課長】

案件18、新型コロナウイルスワクチン接種事業について。159ページとなります。健康課の案件でございます。

本件は、当日追加資料の5ページ以降についても一括して御説明いたします。

本件は、電算処理の諮問事項である164ページ、諮問第49号、オンライン接続についての諮問事項である167ページ、諮問第50号、委託処理についての諮問事項である168ページ、諮問第46号、171ページ、諮問第47号、175ページ、諮問第48号と、当日配付資料の6ページ、諮問第54号、同じく10ページ、諮問第55号の諮問事項と、それらに関連する届出報告を一括して説明させていただきます。

予防接種の実施に当たり、各自治体が全住民に向け、接種券と予診票を作成・送付し、対象者は、それらを医療機関や特設会場に持参してワクチン接種を受けます。

また、ワクチン接種業務の準備・運営に当たり、平時の業務量を大幅に上回る業務が見込まれること及び、引き続き新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種に対する市民の疑義に的確に応答し、正確な理解と活用の促進を目的として、電話での問合せ対応や接種の予約受付のための専用のコールセンターを設置します。

なお、ワクチン接種の予約は、インターネット環境において市民が直接登録できるシステムを導入し、コールセンターにおいても市民からの電話で受け付けた予約情報を当該システムに入力します。

この措置に伴い、全国統一様式の新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種券と予診票の作成・封入・封緘の作業委託、コールセンター設置委託及び予診票の入力事務等委託に伴う個人情報の保有、ワクチン接種の予約システムについて必要な届出・諮問を行うものです。

161ページを御覧ください。届出番号41-559、予診票の保有開始でご

ございます。保有する個人情報の内容は、162ページの別紙のとおりです。

163ページには様式をおつけしております。

164ページを御覧ください。諮問第49号でございます。今回諮問する業務の目的は諮問書に記載のとおりで、本システムの個人情報の項目は、165ページの別紙のとおりです。

166ページには、諮問と連動する保有開始届出をおつけしております。個人情報の項目は、165ページの別紙と同一です。

167ページを御覧ください。諮問第50号、オンライン結合の目的は諮問書に記載のとおりです。オンライン結合の内容とオンライン結合する個人情報の項目は大きく分けて3段階の手続に利用するため、それぞれ(1)、(2)、(3)と区分して記載をしております。

168ページを御覧ください。諮問第46号でございます。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は、諮問書に記載のとおり3項目です。

169ページ、170ページには、本件委託に係る仕様書(案)をおつけしております。

171ページを御覧ください。諮問第47号でございます。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は、諮問書に記載のとおり9項目です。

172ページから174ページには、本件委託に係る仕様書(案)をおつけしております。

175ページを御覧ください。諮問第48号です。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は、諮問書に記載のとおり12項目となります。

176ページから178ページには、本件委託に係る仕様書(案)をおつけしております。

次に、当日配付資料の6ページを御覧ください。諮問第54号です。今回諮問する業務の目的は諮問書に記載のとおりで、本システムの個人情報の項目は、当日配付資料7ページの別紙のとおりです。

8ページには、諮問と連動する保有開始届出をおつけしております。個人情報の項目は、システムの項目と同一です。

参考資料として、9ページには、国から提供された本システムを用いた事務処理の流れのイメージ図をおつけしております。

当日追加資料の10ページを御覧ください。諮問第55号でございます。業務の目的及び内容は諮問書に記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は諮問書に記載のとおり15項目です。

11ページから12ページには、本件委託に係る概要資料をおつけしております。

なお、ただいま御説明いたしました4つの委託諮問に関する参考資料として、審議資料の238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

これは大変なものだ。

【白石委員】

質問です。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

全体の流れに関する質問なんですね。それで、今日の追加資料の9ページのフローチャートが一番表現できているのかなと思うんですけども、まず、対象者の抽出作業がありますよね。これは今、公的医療機関がやって、それから医療従事者がやって、その後から、今度は年齢刻みとかになってきますよね。その段階で初めて自治体が保有している住民基本台帳から年齢要件で抽出をして、クーポン券でしたっけ、ワクチン接種の券を貼り付けたものを、まず対象者に送ると。そのときに、この予診票も入っていますと。

予診票の中の、上から4番目ぐらいのところに基礎疾患とか、そういう項目が入っていて、この予診票を提出することによって、年齢刻みにプラスして、ハイリスク者の抽出が行われるというところは、基本的には自治体の作業になりますよね。

それが、多分このフローチャートでいうと左上の各自治体システムからの抽出と、それから、予診票の記入だとか、あるいは予防接種台帳入力とかという、この辺になってくるんですけども、このフローチャートの右上のワクチン接種記録システムというところがまた一くくりになっていますよね。これは自治体保有なのか、それとも、例えば厚労省とか全国組織、全国的な機関、J-LISということは考えられないんですけども、そこで保有するのか。その区分、仕分とい

うか、業務分担みたいなものを、ちょっと流れを教えてくださいたいです。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

担当課長です。こちらのシステムの情報記録の主体でございますけれども、住民の住所異動などにも対応できるように国が保有する形になってございます。

【白石委員】

すると、このフローチャートでいうと、国が保有するのは接種記録システム、こっちの右のほうですか。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

そうですね。

【白石委員】

真ん中からちょっと左のところにLGWANがありますよね。ということは、LGWANから右が全部国所有ということになるんですか。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

担当課長です。こちらの右上の点線で囲まれたところについては、国で構築するシステムの概念図として示してございますので、国のシステムというふうに御理解いただきたいと思います。

【福祉保健部副参事】

よろしいでしょうか。担当副参事です。今、応援に入っていますが、基本的には、報道で知られているところでは、河野大臣が言ったシステムなのですが。もともと、このシステムがなくてもワクチン接種はできます。できますが、保険機構を通すので、接種状況を把握するのに2か月はかかってしまいます。それでは全体のワクチン供給に影響があるということで、国で急遽、河野大臣が登壇されてからつくったシステムでございます。

マイナンバーを活用することになりますけれども、データは市のほうでございますが、それを登録することで全国状況が速やかに共有できるようになっているシステム自体は国が構築したシステムということになります。

【白石委員】

ということは、個人情報の帰属というのは、どこに。

【福祉保健部副参事】

小金井市です。

【白石委員】

ですよね。

【福祉保健部副参事】

はい。

【白石委員】

というと、自治体が個人情報の保管権限を持っているのに、国がどういう権限を持って、これは。何か一定の政令とか省令が出されたんですか。

【福祉保健部副参事】

法制度上でいうと、厳密に言えば強制はできていませんので、任意の参加ということになります。

【白石委員】

ですよ。

【福祉保健部副参事】

はい。

【白石委員】

何かおかしいんですよ。

【福祉保健部副参事】

ですが、結局、市と国というふうに医療機関とかと連携して、ワクチンの要求を上げていきます。その結果、それを一方で、国と市という形で、ワクチンの配分も決定している中で速やかに把握する必要があるので、できる限りこれを使ってくださいという国の説明の中でやっているものということになるので、市としては難しい面もありますが、迅速に接種状態を共有することによって、迅速な配分を受けられることにもなるので、一定の協力をする必要があるかなという扱いになるかなと思っています。

【白石委員】

追加でいいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

前提として、ワクチン接種は任意ですよ。ですから、どの順番で接種するのかという順番づけ、調達も国がやって、順番づけは国が考え方を示して、だけど、最終的には自治体の実施をします。その個人データの管理は自治体責任です。

マイナンバー制度に照らして言えば、マイナンバー制度が活用できる分野は、税、社会保障、災害対策ということで、コロナについて言えば、社会保障と災害対策にかぶるから、マイナンバー制度を使っても一応法律的にはかなってはいるのですけれども、もう一方では、例えば小金井市から三鷹市に住民が異動したと

きには、当然のことながら、速やかな転出入の手続が自治体間で行われますよね。そのときに、住民基本台帳にくっついている個人情報項目については、当然そのまま行きますよね。だから、極端に言えばマイナンバーで検索しなくても、今の自治体間の住民異動のかなりハイレベルな事務処理から十分フォローはできるというふうに私は思っているのですよ。それだけ自治体は精緻な仕事をやられているというふうに思っていますから。それなのに、何でこういうふうに入ってくるのかというのが、やっぱりちょっと理解できないのですよね。要するにマイナンバーを使わなくてもというか、マイナンバー自体はもう住民登録とセットに、住民基本台帳ネットワークシステムとマイナンバーシステムと全部連動しているわけですから、そのまま検索は可能だと思うのですよね。何でこういうことになっちゃうのかなというのが分かりにくい。

【福祉保健部副参事】

接種の記録自体は、予防接種の管理台帳というものを市のほうでは持っています。それと住民基本台帳のシステムがあって、その住民基本台帳のシステムの内容がマイナンバーで連動する形になるので、接種の記録自体はマイナンバーに紐づいていないということになるのですね、直接は。マイナンバーでのネットワークでのやり取りでは、例えば三鷹に飛ぶわけではないのです。その面ではちょっと厄介なのです。この図を見ていただくと分かるのですが、矢印は結局、ワクチン接種記録システムのほうに向いているだけであって、これはやり取りがあるのではなくて、市が接種記録の状態と、それがちゃんと二重とかになっていないというのをマイナンバーで確認するのを国が把握するためのシステム、簡単に言うと、そういうものになっていきます。残念ながら、市のほうには何も返ってこないのです。行くばかりで。ただ、それがトータルでは、ワクチンの全国的な中では整合的な供給、小金井市としても、きちんとワクチンの供給を受けるということにつながるので、協力する必要があるというところでもあるということになります。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

一応、こちらのシステム、まだ全容が実際示されていない状況です。ただ、どんだんどんどんワクチンの供給時期とかも、いつ、供給がされて、接種に動くかという状況もありますので、次の審議会のときでは事前の諮問とかが難しい状況もございまして、全容が見えていない中ではあるのですけれども、こういうことを念頭としたシステムであることをお示しさせていただいているというところではあります。

【白石委員】

確定版ではないけど、可能な限り事前に個人情報保護審議会にも示したほうがいいだろうという判断でという理解でよろしいですか。

【仮野会長】

このワクチンの接種とマイナンバーカードをくっつけて何とかしようというのが目的じゃないの。

【白石委員】

カードじゃないんですが、マイナンバーは。

【仮野会長】

マイナンバーが余りにも持っている人が少ないから何とか増やそうとか、そういう必要があるのではないのですか、政府には。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

実は、ワクチンの接種のスキームが最初に示されたときには、マイナンバーに紐づけはしないという方針で始まったのが、急遽、国の方針転換でございまして、紐づけるという形で、こちら、厚生労働大臣の指示によって行われているところでございまして、我々のほうでも、できるところしか、このシステムを採用するかどうかは任意というところはあるのですが、マイナンバー制度が最初始まったときのように、この制度に取り組む自治体が少数となった場合に、市民の利便性について支障も出るという中で、判断をしていかなければならないという状況がございまして。

【福祉保健部副参事】

あと、すいません、今回の予防接種は基礎疾患のリスクがありますから、市民でない方も、そのかかりつけ医が当該自治体であれば受けられる。そういう中で、同姓同名とかただだと接種条件が正確に把握できないので、マイナンバーの制度を使って特定の人を確定しようという仕組みになっていると理解するところです。

【白石委員】

分かりました。要するに今日の諮問案件と全くイコールではなくて、あくまで参考図として示されたという理解の上で審議をすればいいんですかね。事務局さん。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

そうすると、まだ完成版というか、概念図として、これ以上のものを我々にも示されていないのが状況です。

【白石委員】

分かりました。

【福祉保健部副参事】

ようやく1回目の説明会が昨日あったところです。図面に出ていたものがほぼ同じなので、今後また具体化していくのだと思われるところです。

【仮野会長】

また条件とかはまた変わるよ、絶対。

【福祉保健部副参事】

今日のところでお答えできるのは、そういう意味で、地域をまたがった接種が進む中で、国のほうでワクチン供給のために順次こういうのが出されていて、そこが市も利用する必要があるだろうというところだと思います。

【仮野会長】

なるほど。どうですか、白石さん、今の説明で。

【白石委員】

国はこの間ずっと混乱、この問題だけじゃなくて、混乱の極みですから。

【仮野会長】

マイナンバーの加入者は2割ぐらいでしょう、今。

【白石委員】

今25%ぐらいです。

【仮野会長】

25%ぐらいでしょう。それを使ったところで、そんな接種者の移動とか、何かかんとかを抑えきれないじゃない。把握できない。マイナンバーではできないでしょう。2割5分ということじゃ。

はい、どうぞ。

【情報システム課長】

本市のマイナンバーの交付率については、直近の数字で約29%となっております。あと個人番号については、市民の皆さん、国民全員に割り振られています。今お伝えした約29%というのは、マイナンバーカードの交付率です。今回、予防接種に関しては、マイナンバーカードの提示を求めています。予診票、市から配られるクーポン、こちらに応じて本人の確認をさせていただくことはありますけども、マイナンバーカードの提示は必須ではない。

【仮野会長】

なるほど。分かりました。

【多田委員】

ただ、この図を見ると、各自治体からの矢印が最終的に行き着くところが、接種記録データベースに行き着くから、そういったことを考えると、国が基礎的疾患を持っている人とか、打っていない人をいち早く知りたいために、これをわざわざ作ったということになるのですよね。結局、このところに集約させるということ。

【仮野会長】

その問題は、ごめんなさい、この審議会は、次は5月ですが、5月何日ぐらい、今の予定は。

【総務課情報公開係長】

20日です。

【仮野会長】

その頃はどうなっていますかね、5月頃はワクチンが。もう高齢者も今始まっていますからね。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

5月の連休明けに、最速であれば、ワクチン接種が始められるかなというふう
に現時点では、私どもは予想しております。

【仮野会長】

5月20日の時点で、また、我々と市議会議員、諮問か何か出てくるのですか。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

現在、私ども、毎定例会に2つずつぐらい補正予算でコロナの関係を出しているような状況がございますので、次の審議までには定例の議会はないのですけれども、それでも予算を出すという可能性については否定し切れませんので、願
いするものが出てくる可能性はあるかなと。

【仮野会長】

なるほどね。

【福祉保健部副参事】

今予定しているものではありませんが、石原が申し上げたとおり、市内部から把握することが、今は一通りできる、コールセンターから始まるワクチン接種のための委託等については、一通りやらせていただいた形になります。

【仮野会長】

では、5月20日、また議論ができそうだね。

はい、どうぞ。

【井口委員】

東京都でも、データベースの中で、ワクチンメーカーとかロット番号などがデータベースで入るということで、今、ファイザーとかアストラゼネカとか、何種類か入ってくると思うのですが、自分が何を接種しているのかというのは、そのとき教えてもらえるのかどうかは知りませんが、少なくとも個人情報の開示請求をすれば、このデータは出せるということですか。

【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】

基本的には2回接種しなければならないのですが、同じワクチンしか打てないので。違うワクチンを打ちたいですというようなことが出たら、それはやめてくださいというような情報は提供しますし、接種が終わったら、これを接種したのですよと分かるような証明書はお渡ししますが、どうしてもシステム上のものを御覧いただきたいということは、開示請求にのっかって開示していくことになるかと思います。

【福祉保健部副参事】

基本は、接種をすると、その会場で接種済みというのをもらって、2回目をしていくためにもそれが必要なのですが、そちらを見れば、自分が何を受けたかということも含めて分かるようになっていきます。それが予診票とセットになって、2回目のときにはお渡しできるようになっています。

【井口委員】

どのロットかも分かるのですか。

【福祉保健部副参事】

分かります。

【白石委員】

業務委託のことで。今日、追加配付された10ページ、11ページで、ワクチン接種会場設営等業務委託というところで、中身を見ると、要するに会場設営だとか受付だとか、その流れは分かるのだけれど、その中に、例えば別紙の11ページだと、3の(7)番として、ワクチン接種記録システムへの予診票のデータ入力が入っていますよね。これだけ、いわゆる会場設営業務からすると異質な業務が委託項目として入っているわけですよね。予診票は御本人が接種会場へ持ってきて、医師なりがこの記入欄に書いて、接種が終わった段階で回収して、その段階で入力をするという、予診票は今回の163ページ、これですよね。多分そういう流れかなと思うのですが、その場ですか、それとも業者さんがどこかへ持ち帰って入力をするのか。それから、入力方法はスキャンをするのか、そ

れとも162ページの予診票情報の項目が8項目ありますけど、これだけを何らかの形で記号入力というか、手入力するのか、ちょっとその仕方も含めて教えてもらいたい。

【福祉保健部副参事】

追加のほうの9ページ、先ほどから見ていただいた図のほうを御覧いただきたいです。ちょっと分かりにくいですが、2つのケースに分かれまして、まず、その委託の中でも(7)として書いているのは、真ん中のほうに黒の白抜きでデータ入力処理というのが書かれています。上に矢印が飛んで②と書いてある、こちらのところなのですね。インターネット経由でダイレクトに接種結果のデータを入力と書いてあるところでした、その場で予診票に、タブレットみたいなものを国が配布すると言っているのですが、その場で読み込むことで、いち早く国に反映させるというふうな流れです。

もう1個、さっき言った予診票の流れはもうちょっとアナログな流れで、その左のほう行くと、①と書いてある、ずっと行って、左の自治体までいく流れがあるのですが、アナログとして、紙が医師会を経由して、再度、市のほうに請求として来ます。こちらのほうは、それを読み込んで入力をしていくのが入力事務委託ということ。もう1個あるのですが、こちらのほうは、端的に言えば、月末とかに、通常の病院の請求とかと同じような、月ごとの請求で来るので、先ほどのように国としては2か月遅れで把握するという形になるので、2系統になります。②のほうがこの委託、今回の(7)のやつで、もう一つ、おっしゃった予診票のほうはアナログで、紙ベースで流れてくる。それを最後、電算処理するという流れになっています。

以上です。

【情報システム課長】

補足説明を。本日、諮問をさせていただいた2件目のAI-OCR、こちら側のほうが、今、副参事のほうからありました①の手入力中心の、自治体が独自に外部する場合を含む、こちらを用いるということになりまして、もともと想定していたのは、我々のほうとすると、予防接種台帳のほうに予診票のデータを取り込むと。このアンケートで、10万人規模と我々していますので、そういった入力作業の負担を軽減する、迅速性を上げる、正確性を上げるためにそういったものを用いていくということで考えていたのですけれども、今、このVRS、ワクチン接種記録システム、新しく入ってきたものによって、そちらの系統が1つ増えたというイメージで今のところはいます。まだこういったものについても、

住民基本台帳のシステム、予防接種台帳システムについても、まだ我々、システム改修を開始してございませんので、必要な展開をさせてという形になるかと思えます6。

【白石委員】

ということは、田村厚労相方式がずっと先に走っていたところに、河野方式が割り込んできた。今、どちらかという、まだ併存状態だという、そんな感じなんですかね。

【福祉保健部副参事】

追加されて両方走らざるを得ない、そういう感じになります。

【白石委員】

自治体が大変ですね。

【仮野会長】

しかし、これは市民の命に関わる話ですから頑張ってください。

いいですか、このテーマは。また次回、議論の場がありそうでもあります。今日はこの辺で了承ということにいたしましょう。御苦労さまでした。

それでは、次に行きましょう。

【総務課長】

185ページを御覧ください。案件の20、日本スポーツ振興センター共済業務について、学務課の案件でございます。

本件は、電算処理の諮問事項である187ページ、諮問第51号、オンライン接続についての諮問事項である188ページ、諮問第52号、それらに関連する届出報告を一括して説明させていただきます。

市立小中学校の管理下において、児童生徒にけがなどの災害が起きた場合、日本スポーツ振興センターに対し災害共済給付金の請求を行っております。この日本スポーツ振興センター共済業務については、平成元年10月に本審議会に届出を行っているところです。

本件は、日本スポーツ振興センター共済業務のオンライン手続き化について諮問を行うものです。オンライン手続きとは、ユーザーID及びパスワードを用いて日本スポーツ振興センターのホームページからシステムにログインし、災害共済給付の請求に必要な書類を作成するものです。

インターネットを利用したオンライン手続きが可能となることで、事務の簡略化及び効率化を図り、迅速な給付を行います。

諮問内容といたしましては、まず、日本スポーツ振興センター共済業務のオン

ライン手続き化に伴うシステムの個人情報届出、電算処理諮問、オンライン結合に係る諮問です。

次に、様式変更に伴った給付金支払通知書、給付金請求書、災害報告書の変更届出を行います。さらに、本来整備されるべきであった死亡見舞金支払請求書、死亡報告書、障害見舞金支払請求書、障害報告書の個人情報保有開始届出を行います。

187ページを御覧ください。諮問第51号でございます。今回諮問する業務の目的、本システムの個人情報の項目は諮問書に記載のとおりです。

190ページには、関連してシステムの保有開始届出をおつけしております。保有する個人情報の内容は、システムと同一です。

188ページにお戻りください。諮問第52号です。オンライン結合の目的及び内容、オンライン結合する個人情報の項目は諮問書に記載のとおりです。

189ページには、システムを用いた請求の流れのイメージ図をおつけしております。

191ページから193ページには、システムに関する質疑応答資料を参考としておつけしております。

次に、業務に関連する様式の変更届出です。195ページを御覧ください。届出番号31-31、給付金支払通知書の変更です。変更理由は記載のとおりです。

個人情報の内容の変更点は、196ページの別紙の変更前、変更後の記載のとおりです。

197ページに変更後の様式をおつけしております。

198ページを御覧ください。届出番号31-32、給付金請求書の変更でございます。変更理由は記載のとおりです。

個人情報の内容の変更点は、199ページの別紙の変更前、変更後の記載のとおりです。

200ページには、変更後の様式をおつけしております。

201ページを御覧ください。届出番号31-33、災害報告書の変更でございます。変更理由は記載のとおりです。

情報の内容の変更点は、202ページの別紙の変更前、変更後の記載のとおりです。

なお、今回の変更により災害報告書及び災害継続報告書を一体的に保有する内容に変更いたします。

203ページ、204ページには、変更後の様式をおつけしております。

最後に、様式としては過去から存在したものの保有の届出がなされていなかったものに関する保有開始届出です。

205ページ、届出番号31-49、死亡見舞金支払請求書の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

206ページに様式をおつけしております。

207ページを御覧ください。届出番号31-50、死亡報告書の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

208ページには様式をおつけしております。

209ページを御覧ください。届出番号31-51、障害見舞金支払請求書の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおり。

210ページに様式をおつけしております。

211ページを御覧ください。届出番号31-52、障害報告書の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

212ページに様式をおつけしております。

ただいま御説明いたしました4つの様式につきましては、担当課が確認したところ、小金井市個人情報保護条例が施行される平成元年10月1日以前から手続きに使用する様式が存在したと確認できたことから、業務開始年月日を継続（平成元年10月1日以前）と記載しております。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

どなたか。質問なんだけど、日本スポーツ振興センターが、要するにオンライン接続に変えるという話ですか。日本スポーツ振興センター、独立行政法人ですけど、仕事はしっかりしている？ ちゃんとした役所？

実は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営しているテニスコートの、僕、メンバーなのです。今、JCと僕ら、やり合っているのだけでも、テニスコートの面数をどんどん減らしていくから、このやろうとって。会長でなく頑張っているんだ。とんでもない役所なのですけど、表現悪いけど、本当に僕らは迷惑しているんだけど、大丈夫、これ、オンライン化して、皆さん方。

【学務課長】

東京都でもオンライン化していない市が2つしかなくて、ほとんどがオンライン化して、こちらの業務を処理しているところです。小金井市は今までしていなかったのですけれども、もう一つの区部のほうの区立でも、もうオンライン化ということで進めているようで、こちらの業務に関しては心配ないかと。

【仮野会長】

今までなぜ入っていなかったの。

【学務課長】

なかなか新しいところに着手ができなかったことと、不便を感じていたりという声はなかったのですが、現在、こちらを取り扱っている学校の養護教諭の中で、他地区から異動してくる方もいますので、他地区ではオンライン化されているということで非常に便利だということです。

【仮野会長】

なるほどね。分かりました。日本スポーツ振興センターというのは、僕の敵なんだけど。

オンライン化すること自体は問題ないんだけども、皆さん、いかがですか。いいですか。

それでは、これは了承とさせていただきます。ありがとうございました。

続けましょう。

【総務課長】

それでは、213ページを御覧ください。案件の21、労働安全衛生業務について、指導室の案件でございます。

平成26年6月に労働安全衛生法が一部改正され、ストレスチェックを実施することなどを事業者の義務とする新たな制度が導入されました。ただし、労働者50人未満の職場においては、当分の間、努力義務とされており、本市では教職員数50人以上の小中学校が存在しないため、これまで実施しておりませんでした。

しかしながら、教職員の健康保持の観点から、本市でもストレスチェックを導入することとし、これに伴い、個人のストレスチェックの結果及び面接指導の結果の記録を保存する必要があるため、届出を行うものです。

なお、本事業の調査及び結果報告等については委託により実施するため、業務委託について諮問をするものです。

それぞれの様式例につきましては、今後、委託事業者と調整の上、作成することとなりますので、あくまでも参考として添付させていただいているものです。

214ページを御覧ください。諮問第53号でございます。業務目的及び内容は諮問書の記載のとおりで、委託処理する個人情報の項目は記載のとおり11項目です。

委託諮問に関する参考資料として、215ページから218ページに仕様書

(案)をおつけしております。

また、238ページから242ページの共通資料、個人情報取扱特記事項をおつけしております。

219ページにお戻りください。届出番号32-83の調査票の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

220ページに様式サンプルをおつけしております。

221ページを御覧ください。届出番号32-84、結果票の保有開始でございます。保有する個人情報の内容のとおりで、222ページに様式サンプルをおつけしています。

223ページを御覧ください。届出番号32-85、面接に係る様式類の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

224ページには様式サンプルをおつけしております。

225ページを御覧ください。届出番号32-86、面接指導に係る様式類の保有開始でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

226ページには様式サンプルをおつけしております。

なお、ただいま御説明いたしました4つの保有開始届出に添付されているそれぞれの様式サンプルは、あくまで参考資料として添付されているものですので、実際に使用する様式ではない点について御了承ください。記載されている情報も架空の人物です。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

御質問、御意見ございますか。はい、どうぞ。

【町田委員】

ストレスチェックの結果については、上司といたしますか、個人名は当然出ないと思うのですが、どのような分布であったとか、1番が多かった、2番が多かったというのは、市教委または管理者、校長、副校長などのほうにデータが行くわけですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【指導室長】

市教委には、学校ごと、年代別、職層ごとのデータを分析したものをいただきます。それを伝えて、校長に対しては、あなたの学校はこういうところに課題があるから改善をお願いしますというような、そういうふうな使い方、資料その

ものが校長に行くわけではございません。

【仮野会長】

それは個人名が、外に出ない方、表に出ない方、それが……。

【町田委員】

個人名じゃなかったとしても、過半数が、我が学校は働きにくいところであるというのが出る、裏で話している話ではよくあるのですけれども、それをそのまま、働きにくいと思っているよなんていうふうに出しちゃっていいものかどうかというのがあるんですけれども。

【指導室長】

指導室は学校教育を指導する場でもありますので、やはりそういうような状況は、教員にとっても、子供にとっても望ましくないのです。直接、半分駄目だよとか、半分嫌な思いをしているよという言い方ではなくて、最近どういうようなことの課題があるかとか、学校経営に関して校長先生と話しながら、その中で教員のストレスについて軽減するようなアドバイス、そのような形でうまくやっていきたいというふうに考えています。

【町田委員】

直接そのデータが、ずばり、80%だったよとか、数字がいくわけではないわけですね。

【仮野会長】

ほかにはないですか。

では、終わります。次はオリンピックのボランティアです。どうぞ。

【総務課長】

ボランティアについては終わりました。届出だけですので。

【仮野会長】

失礼しました。

【総務課長】

以上で諮問事項については終了いたしました。

【仮野会長】

それでは、次にその他の報告、アで、個人情報取扱特記事項の遵守状況に関する報告があるようですので、事務局からの説明を求めます。お願いします。

【総務課長】

それでは、その他の報告について事務局から説明いたします。

個人情報取扱特記事項に関する遵守状況についてです。小金井市情報公開個人

情報保護審議会より、令和2年8月24日付で市長宛てに提出されました建議の内容に個人情報取扱特記事項の遵守状況の確認と、その報告を求める旨の記載があったことを踏まえ、令和3年度の各課の契約準備行為事務に一定のめどが立ったことから、3月1日から3月5日にかけて遵守状況に関する調査を行いました。

詳細は本日机上に配付しております資料を御覧いただきたいのですが、概要として、本年度までの契約について、個人情報取扱特記事項の添付漏れや受託事業者からの報告漏れが散見されましたが、4月以降の契約については小金井市の契約担当課とも協力し改善が見られることとなりました。今後も定期的に個人情報取扱特記事項の遵守状況に関する調査を行い、職員の意識向上を図っていきたいと考えております。

この件に関する御報告は以上です。

【仮野会長】

調査結果に対する考察のどこを読めばいいのですか。

【総務課長】

そのものは書いてはいないのですが、おおよその御報告とさせていただきます。

【仮野会長】

分かりました。

それでは、次は次回日程ですね。

【総務課長】

次回の日程は5月20日木曜日、18時から当会議室を予定していますが、皆様の御都合については、いかがでしょうか。

【仮野会長】

5月20日木曜日ですが、これでいいですね。はい、どうぞ。

【白石委員】

会長、ちょっと1つ、事務局に質問したいんですけど、新聞報道されているように、昨日、国のほうでデジタル基本社会形成に関する基本法案が衆議院で趣旨説明されて審議入りしたと。ところが、提出された法案、厚さ、全部でこのぐらいなんですけれども、45か所の法案に間違いがあって、かなり混乱をしているんですけど、それはそれとして、その6法案の中で個人情報保護法制の一括請求法案というのが出ていますよね。私が非常に懸念しているのは、今まで地方自治体で築き上げてきた個人情報保護条例を国主導で一括してくくっていく方向にかなりなっているのです。これは情報公開制度にしてもそうですし、それからほ

かの例えば環境問題とか、あるいは産業廃棄物問題とか、公害規制とか、地方自治体が独自にずっと積み上げてきたすばらしい制度というのは、いっぱいあるんです。今日、ここで話をしてもしょうがないんだけど、経過だけ聞きたいんですが、地方6団体、知事会だとか市長会とか町村長会とか、地方6団体に対して国はどういうふうに、例えばヒアリングしたのか。私からすれば、小金井市は、全国の1,700自治体に対して、少なくともヒアリングした上で法案を出すべきじゃないかというふうに思ったんですけども、その辺の経過だけちょっと聞かせたい。全く知らされないで国が勝手に出しちゃったのか、あるいは市長会からそれなりの打診があって意見反映ができたのか。

【情報公開係長】

国のほうは、主に民間企業からの依頼らしくて、個人情報定義がばらばらなのは困るということで、統一化してほしいということ踏まえて検討していたみたいで、国のほうで検討して、一応、形として、町村の代表と市の代表と都道府県の代表と意見をやって、どうもそちらの方はいろいろ意見があったんですけど、全体としていいだろうというような判断をして、去年の12月頃、総務省を通じて東京都からアンケートが来て、条例を、要するに個人情報保護法を統一するに当たってどういう支障があるかというようなアンケートは来ました。支障がある部分は、こちらは答えて、審議会とか、なくなると困るとかいうふうな、結局1,000を超える団体の一意見なので、それをどの程度の比重をかけて取り扱ったかはちょっと分かりません。結果として、法案をお読みになればあれなんですけど、どうも国の意見だと、地方税法みたいに大枠を作って、条例で決まる範囲は法令が想定している範囲内でしかつけれないというようなつくりになっています。意見の聴取があったかといえば、市長とかに対してではなくて、担当部署に対してのアンケートみたいなものはありました。

以上です。

【仮野会長】

これは例の2,000個問題。各自治体ごとにばらばらに個人情報保護条例をつくったりした関係で、もうばらばらな基準が2,000個あるという話ですね。それを何とか国で、矛盾点がいろいろあるからそれを直そうという話だと聞いていましたけど、それならいいんだけど、どうも国、中央が出しゃばって個人情報に逆行するような要求し始めたらいかんと。白石さんは、そこを心配されているわけですね。

【白石委員】

少なくとも日本全体がヨーロッパ、EUの個人情報保護レベルに近づくんだったらいいんだけど、逆行していて、むしろ個人情報を民間企業が自由に使える方向にシフトしながら、なおかつ、要するに自治分権に上からたがをはめてくる、極めてゆゆしい事態だと思うんです。1980年代、90年代に日本は自治分権のほうに舵を切ったわけですよ。それがここのところ全部逆行していて、例えば一つのモデル案として示すんだったら、まだ分かるんだけど、たがをはめちゃうわけでしょう。だから、この審議会も将来どうなるか、非常に私は不安を感じております。

【情報公開係長】

法案を見ると、独自条例は、つくることはできないことはないと書いてあるのですが、もしつくるときは、国に報告をして、許可をもらうような感じにしないと独自色が強い条例はつくらせないというような法案にはなっています。

【仮野会長】

これは、この審議会できちんと勉強会でも開いて、どういうことになろうとしているのかというのは、みんなで。

【白石委員】

経過だけ、後日、資料提供していただけますか。

【仮野会長】

いい時間になりました。8時前に終わることができました。皆様方の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

それでは、これで終わります。

— 了 —